明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附則に次の一条を加える。

（平成二十六年度における麦又は大豆に係る生産面積への換算の特例）

第十四条　平成二十六年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けようとする者（平成二十五年度において麦又は大豆に係る同号の交付金の交付を受けた者に限る。）の麦又は大豆についての第七条の規定の適用については、同条中「前条の期間における特定対象農産物の種類別の生産量を、当該期間における都道府県別の当該特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの」とあるのは、麦にあっては「平成二十四年産の麦の生産量を、同年産の麦に関し附則第十四条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」と、大豆にあっては「平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆の生産量を、それぞれ平成二十三年産又は平成二十四年産の大豆に関し附則第十四条の規定による読替え前の第七条の規定により農林水産大臣が定めた単位面積当たりの収穫量」とすることができる。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）及び農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十四条の二」に改める。

第五条第一項中「第七十四条第三項」の下に「、第七十四条の二第二項」を加え、「第三十四条第十一項」を「第三十四条第十五項」に改め、「第四十二条第三項」の下に「、第四十四条第四項」を、「議決権をいう。」の下に「第三号及び第四号並びに」を加え、同項第三号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「、議決権」を「及び議決権」に改め、「及び当該議決権を保有することとなった日から十年を超えて当該議決権を保有する場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補**塡**又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。）

第五条第二項中「。以下」の下に「この項及び第六十一条第四項第十一号において」を加え、「（以下」を「（第六十一条第四項第十一号及び第六十七条第二項第十九号において」に改める。

第二十二条の六第二項第三号中「同項第二号」を「第二号」に改める。

第二十二条の七の二第三号イ、第二十二条の九第一項及び第二十二条の十四第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。

第二十二の十六第一項中「各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第二十二条の二十第一項及び第三項中「各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。

第六十一条第四項第七号中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加える。

第六十二条第一号を削り、同条第二号中「前号の」を「法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同条第二項中「前項第十号」を「前項第九号」に改め、同項第二号中「会社」の下に「（法第十一条の四十六第一項に規定する特定事業会社である国内の会社をいう。次号、次条第一項第二号及び第三号、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号及び第九号において同じ。）」を加え、同項第三号中「基準議決権数」の下に「（法第十一条の四十六第一項に規定する基準議決権数をいう。次項、次条第一項第三号及び第二項、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号から第十号までにおいて同じ。）」を加え、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第九号」に改める。

第六十四条第一項第二号中「（法第十一条の四十六第一項に規定する特定事業会社である国内の会社をいう。次号、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号及び第九号において同じ。）」を削る。

第六十六条第一項中「及び第十一条の五十第三項」を削り、「株式会社と」を「会社と」に改め、同項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者」を「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次号及び第二号において同じ。）」に改め、「日」の下に「又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であって、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日」を加え、同項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する」を削り、「日」の下に「又は新事業活動の開始の日」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　中小企業者であって、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であって、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

第六十六条第一項第六号中「第二条第三号に規定する再生計画につき同法」を「第百七十四条第一項」に改め、同項第七号中「第二条第二項に規定する更正計画につき同法」を「第百九十九条第一項」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第百二十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社

第六十六条第二項中「株式会社」を「会社」に、「）により第六十八条第一号又は第二号」を「以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号」に、「（子会社となる会社を含む。）により二回以上にわたり取得された場合においては、同条第一号又は第二号」を「により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に、「（子会社となる会社を含む。）により同条第一号又は第二号」を「により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号」に改め、同条第三項中「次項に規定する会社（以下」の下に「この項において」を加え、「前二項に規定する会社（以下」を「次の各号に掲げる会社（以下この項、第七十三条第一項第九号及び第七十四条の二において」に、「その取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第一項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下「処分基準日」という。」を「処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。」に改め、「及び第十一条の五十第二項」を削り、「同条第一項に規定する基準議決権」を「法第十一条の五十第一項に規定する基準議決権数」に改め、「、第七十三条第十号」を削り、同項に次の二号を加える。